

令和7年度 町を美しくする運動 年間実施要綱

第1 趣 旨

本市は、昭和34年から、市民とともに清潔で住みよいまちづくりを進めるため、「町を美しくする運動」を提唱してきた。

この運動は、市民一人ひとりが日常生活の場である家庭や職場で美しいまちづくりに心がけるとともに、地域においては、市民の積極的な参加のもとに美化・緑化・ごみ減量意識の普及啓発活動を開催し、「快適な生活環境」をつくりだしていくものである。

今年度の運動を進めるにあたっては、「安心・安全で快適なまちづくりなごや条例」の趣旨に基づき、「ごみのポイ捨ての防止」を引き続き年間の強調活動と位置づけるとともに、「空地をきれいにする運動」「違反広告物をなくす運動」等にも取り組み、美しく清潔なまちづくりを推進していくこととする。

また、これまで協働により環境問題に取り組んできた経験を町美運動にも活かし、市民・事業者・行政が一体となり、身近にある緑や公園の保全・再生に努めることによって、持続可能な社会の形成を目指していくこととする。

第2 推進機関及び協力団体

名 称	実 施 内 容
推進機関	町を美しくする運動 市推進委員会（市委員会） <ul style="list-style-type: none">年間実施要綱を作成。各局施策の推進及び総合調整。
	区安心・安全で快適なまちづくり協議会（区協議会） <ul style="list-style-type: none">区の実情に応じた年間実施計画を策定し実施。年間実施計画及び実施結果を市委員会に報告。
	学区連絡協議会またはこれに準ずる組織（学区委員会等） <ul style="list-style-type: none">区協議会の定める区年間実施計画の実施に協力するとともに、地域の実情に応じた年間活動計画を策定し活動を展開。年間活動計画及び実施結果を区協議会に報告。
協力団体	市委員会と連携をとりながら各種の活動を実施。 <ul style="list-style-type: none">各加盟団体においても、毎月25日の「ウエルカムなごや・クリーンアップ運動」を中心に、都市美化活動に取り組む。連盟の活動の拡充を図るため、企業・事業所等の新たな加盟団体の増加に努める。 加盟団体数111団体（令和7年3月末現在）

第3 運動実施事項

1 実践活動

区協議会と学区委員会等は、市や地域住民・事業所などと一体となって、次の活動を実施する。

ノーポイ運動 ＜年間強調活動＞	空き缶・空きびん・たばこの吸い殻などの清掃活動と投げ捨て防止についての啓発活動を実施。 また、地域の実情に応じて、ノーポイ運動と協調して、落書き消し活動にも取り組む。
全市一斉クリーン キャンペーン ・なごや2025	「環境デーなごや」の一環として、市・区協議会のキャンペーン開催時期を統一し、全市一斉に実施する。 ・開催時期 6月を中心に実施
区における キャンペーン	区協議会は、全市一斉キャンペーンのほか、「安心・安全で快適なまちづくり」に関する活動や他の実践活動と一体となってキャンペーンを実施するなど、地域の特性を考慮した活動を積極的に展開する。
「町を美しくする日」の 普及推進活動＜年間＞	“「第3日曜日」は町を美しくする日”を一層浸透させるため、市民一人ひとりに家の周りや周辺道路の清掃など美化活動の実践を呼びかける。
地域一斉清掃活動 ＜年間＞	“まちを美しく”という意識の向上と地域連帯の促進を図るため、学区委員会等は、地域住民等の参加を得て、毎月「第3日曜日」を中心に、地域や道路、公園などの公共の場所を協働により清掃する。
ウエルカムなごや・ クリーンアップ運動	毎月「25日」を中心とした日に協働により清掃を実施する。 また、多くの団体等へ、自分たちの地域・職域の美化推進のための清掃活動を呼びかける。 さらに、清掃活動団体や活動内容を紹介することによって、より多くの市民に対して町美意識や活動参加意識の向上を図る。
空地をきれいにする 運動 ＜7月＞	区協議会は学区委員会等の協力のもと、住宅の比較的多い地域で、雑草・ごみ等で汚れた空地の実態調査を行い、所有者・管理者に対してこの運動への理解を求め、適正管理を依頼する。 また、市委員会はこの運動の効果を上げるため、市・県・国等の官公署及び各鉄道会社に対し、所有・管理する空地を率先してきれいにするよう呼びかける。
違反広告物をなくす 運動 ＜年間＞	区協議会及び学区委員会等は、はり紙、はり札等、広告旗、立看板等の氾濫の著しい地区において、その学区内に違反広告物追放推進団体がある場合には、必要に応じて、その団体の違反広告物追放推進員の協力を得て、違反広告物パトロールを実施する。
その他の美化活動等	区協議会及び学区委員会等は、「花いっぱい運動」に参加するほか、地域の特性に応じて市・県・国などが行う、河川美化、道路美化、地域緑化運動に参加・協力する。

2 広報・啓発活動

市委員会及び区協議会は市民の“まちを美しく”という意識の向上とモラルの確立のため、様々な機会を通じて広報・啓発活動を実施する。

<広報・啓発を図る事項とその実施期間>

- 「ノーポイ運動」の普及（通年） ○「町を美しくする日」（毎月第3日曜日）の普及（通年）
- ウエルカムなごや・クリーンアップ運動の普及（通年）
- ごみ減量意識の普及（通年） ○環境保全意識の普及（通年）
- 「ペットと暮らすきれいなまちづくり運動」の普及（通年）
- 「花いっぱい運動」の普及（通年）
- 河川の美化（河川愛護月間、7月） ○空地の美化（空地をきれいにする運動、7月）
- 道路の美化（道路ふれあい月間、8月）
- 違反広告物の掲出防止（違反広告物をなくす運動、通年）、（屋外広告物を考える月間、9月）

<標語の活用>

次の標語をポスター・チラシ・その他刊行物に掲載し、市民に呼びかける。

『ひろげよう　きれいな名古屋　夢・未来』
『毎月第3日曜日　町を美しくする日』
『ポイ捨てで　一緒に捨てるな　あなたの良心』
『ごみ減量　地球にやさしい　心がけ』
『草のない　きれいな土地に　ゴミはなし』
『チョットまで　自分の家でも書きますか』
『ペットのマナーは、あなたのマナー』
『違反広告物をなくし　美しい町に』

第4 援助・助成

町を美しくする運動を推進・協力する団体等の活動について、次の援助・助成を行う。

- 名古屋都市美化連盟への援助・助成 ○花いっぱい運動への援助
- 公園・街路樹愛護会への援助 ○川を美しくする会への援助
- 地域清掃ボランティア団体等への清掃用具(ボランティア袋等)の援助
- 落書き消し活動への援助 ○活動中の事故に対する傷害・賠償責任保険への加入

第5 「町を美しくする」ための市の施策

局 名	取 り 組 み 事 項
スポーツ市民局	○町を美しくする運動の推進 ○環境に配慮した暮らしの推進
環境局	○廃棄物の処理 ○清掃パトロール ○ポイ捨て防止対策 ○路上禁煙の推進 ○ごみ減量意識の普及啓発 ○環境保全意識の普及啓発
健康福祉局	○犬・ねこのふん害防止対策 ○ネズミ昆虫等による被害防止のための地域環境づくり
子ども青少年局	○清掃活動の推進
住宅都市局	○魅力ある都市景観の形成 ○屋外広告物の規制 ○市営住宅団地内の自主清掃 ○市設建築物仮囲いのイラスト化
緑政土木局	○市民協力による緑化推進事業 ○緑化意識高揚の普及啓発事業 ○街路樹及び公園の管理 ○道路愛護思想の普及啓発 ○路上不法占用物件是正対策 ○路上放置自動車の処理対策 ○道路清掃 ○自転車等の適正利用の広報・啓発活動 ○放置自転車追放月間 ○放置自転車等の撤去 ○河川・水路等の水辺環境の整備
教育委員会	○美化・緑化意識の高揚と活動の推進 ○豊かな心を育てる活動の推進 ○環境教育の推進
消防局	○火災の防止
上下水道局	○水景施設への高度処理水の供給 ○民間事業者への下水熱の供給 ○雨水ます清掃のPR
交通局	○地下鉄駅構内の美化 ○バスターミナル・バス停留所の美化 ○バス停シェルターの美化 ○交通島の美化
名古屋港管理組合	○臨港地区内の緑地広場等の美化 ○堀川等の美化推進 ○路上放置自動車の処理対策 ○道路清掃
区役所	○町を美しくする運動の推進 ○ごみ減量の普及啓発 ○「市の木・市の花」「区の木・区の花」の意識啓発
各局区公所共通	○公共施設・市管理地などの美化 ○公共施設の緑化 ○各種団体に対する町を美しくする運動への協力依頼 ○ごみ減量への協力依頼